

医師臨床研修に関するQ&A(R7年見直し関係(小児科・産科プログラム))

項目	分類	質問	回答
1	研修期間について	小児科・産科をまとめて1つのプログラムとしているプログラム(定員4人以上)の場合、小児科あるいは産婦人科のどちらかを12週以上とすればよいか。	小児科・産科をまとめて1つのプログラムとしている場合は、小児科で12週以上かつ産科で12週以上とさせていただく必要があります。
2	診療科変更について	診療科の変更を行う場合の手続きとして「①病院から意向が示される→②地域医療対策協議会の意見聴取→③プログラム変更」という流れになる理解でよいか。	「都道府県知事は、病院の意向、地域医療対策協議会の意見等を踏まえ、・・・研修プログラムに変更することができる。」としているため、①と②の順序が入れ替わる可能性はありますが、③については最後になります。
3		変更後の診療科については、ただし書きの中で内科、救急、外科、精神科と記載しているが、都道府県で地对協の意見等を踏まえ認められれば、上記診療科以外に変更することも可能か。	変更後の診療科は、ただし書きのカッコ書きに記載の内科、救急、外科、精神科に限ります。
4		「小児科プログラム及び産科プログラムから変更するプログラムは、診療科又は部門が同一とならないようにすること」とあるが、県内において同じ診療科のプログラムは2つ以上設けることができない(例えば内科プログラムはA病院のみでB病院には設けられない)という趣旨ではなく、同一病院において同じ診療科(内科等)重点プログラムを2つ設けることができないという趣旨との理解でよいか。	その通り。
5		小児科プログラム及び産科プログラムを全く行わず、別の2つの診療科プログラムを行うことは可能か。	小児科プログラム、産科プログラムをそれぞれ医師が不足していると考えられる診療科又は部門(内科、救急、外科又は精神科)に振り替えて実施するというのであれば可能です。
6		小児科・産科プログラム(定員4人)は全く行わず、別の1つの診療科プログラムを行うことは可能か。	「小児科プログラム及び産科プログラムから変更する研修プログラムは、診療科又は部門が同一とならないようにすること」と規定しているため、別の1つの診療科プログラムを行うことはできません。
7		小児科プログラム及び産科プログラムはこれまで通り行った上で、一般プログラムの定員を削減し、医師が不足する診療科重点プログラムを新たに行うことは可能か。	可能ですが、当該病院の総定員数内で調整することが前提となります。
8		小児科・産科プログラムについては合算した形での運用が可能だが、例えば小児科・外科プログラムのように、小児科もしくは産科を当該都道府県において医師が不足していると考えられる科目に一部変更した上で、合算した形での運用は可能か。	小児科・産科プログラムは、将来、周産期医療に従事することを希望する医師を対象とした内容であることを前提に小児科プログラムと産科プログラムの双方を設置しているものと例外的にみなすものですので、医師が不足していると考えられる科目に一部変更した上で、合算した形での運用は原則認められません。
9	振替後の募集定員について	以下のような振替は可能か。 (変更前)小児科プログラム2人、産科プログラム2人 (変更後)小児科プログラム2人、産科プログラム1人、外科プログラム1人	小児科プログラム及び産科プログラムは募集定員2人以上で設置する必要がありますので、お示しの振替は不可です。 変更後のプログラムについても募集定員2人以上を設ける必要があります。
10		以下のような振替は可能か。 (変更前)一般プログラム40人、小児科・産科プログラム4人 (変更後)一般プログラム39人、小児科・産科プログラム3人、内科プログラム1人	小児科・産科プログラムは募集定員4人以上で設置する必要がありますので、お示しの振替は不可です。 小児科・産科(合算)プログラムは、いずれかを別の診療科に振り替えるに当たっては、小児科プログラムと産科プログラムとに分ける必要があります。
11	(参考)過去QAの再掲	周産期の研修プログラムは、募集定員が20人以上の基幹型臨床研修病院が必ず設けることとなっている小児科研修プログラム、産科研修プログラムとみなされますか。	研修プログラムが、将来、周産期医療に従事することを希望する医師を対象とした内容であれば、小児科研修プログラム、産科研修プログラムの両方を設置しているものとしてみなします。 ただし、この場合は、研修プログラムが1つであっても募集定員4人以上で設置する必要があります。